

65 歳以上の方で団体活動後、個人にポイントが貯まります★

高齢者元気度アップ・ポイント事業とは?

★65歳以上の方の健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券に交換できるポイントを差し上げる ことにより、65歳以上の方々の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業です。

社会福祉協議会に 申請し手帳を作成



対象活動に参加し ポイントをためる



10月又は2月に手帳を 提出し商品券への交換



商品券を受け取り 期限内に使用する



※ポイントシールは紛失して も再発行はされません

※登録には介護保険被保険者証の 番号10ケタと印鑑が必要になります。







注:印影が不明瞭な場合は再度押印をお願いする場合がありますのでしっかり押印してください。

注:申請書の記入に修正液や修正テープの使用はお控え下さい。

★ポイントの対象となる活動については、市が指定したものになります。

○健康診査や健康講座

- 特定健診(団体総合健診)
- 牛涯学習講座
- 認知症予防や介護予防教室
- ころばん体操
- いきいきサロン
- グラウンド・ゴルフ

〇地域貢献活動(団体活動)

- 美化清掃ボランティア活動 (個人や区での活動は該当しません)
- さわやかクラブの活動
- 高齢者学級の活動

※自主講座・月謝や謝礼金が発生している教 室等はポイント対象外

(各活動、<u>月に2Pを上限</u>とし付与、同月同種2P以上は集計時カウントされません) ※ころばん体操・GG等は月の回数全終了後(翌月以降)付与します。

〇各介護保険施設等ボランティア

- 施設への慰問活動
- 施設内の清掃
- 施設での行事などの参加支 援 など ※各指定施設にてスタンプを押 印してもらえますので、必ず 手帳を持参してください。

(ポイント手帳以外への押印無効)

- ポイント付与になる対象活動を 30 分以上につき 1 ポイントとし、1 時間以上活動した場合 1 日の上限として 2 ポイントまで付与されます。
- ☆ ポイント付与申請の際には、出欠簿を必ずお持ちください。(1 ポイントにつきシール 1 枚付与)
- 商品券への交換申出受付は年に2回、10月末までに50P貯まった方、2月末の交換申出分につき、後日商品 券を交付します。(交換申出書記入の為、手帳・印鑑をお持ちください)
- 商品券交換に必要なポイント数は20P以上です。年度ごとに5,000円(50ポイント)を限度とします。

20P→2000 円 · 30P→3000 円 · 40P→4000 円 · 50P→5000 円

★商品券へ交換できなかったポイントについては、10 ポイントを上限とし翌年度に繰り越すことができますので交 換ポイントに満たなくても **2月末まで**に手帳を社会福祉協議会までお持ち下さい。(集計の為、手帳申請者全員分回 収いたします。又、3月分のポイントは翌年度へ繰越に加算しますので**代表の方は新年度の手帳作成までに出欠名** 簿をお持ちください。

3/1 以降は商品券への交換手続きはできません。期日内提出をお願いします。

★ボランティア活動・地域貢献活動・健康増進活動が主な活動対象となります。 (対象外の活動もありますのでご了承ください)

☆お問い合わせはお気軽にご連絡ください

阿久根市社会福祉協議会(0996)72-3800

担当 地域福祉係 川原・高野

ポイント対象になる活動

(出欠簿提出必須・手帳登録者のみ配布)

- 団体登録申請済の活動
- **さわやかクラブ** ※総会等該当しない
- 高齢者学級 活動もあります。
- いきいきサロン
- ころばん体操
- グラウンド・ゴルフ

(月2P上限で同種重複不可)

● 特定総合健診(市の団体健診が対象)

※受付にてポイント手帳を提示すればポイントシールが配布されます。引換券の場合もあります。

※説明会・大腸がん検診のみ・乳がん検診等 1P 付与

- 市の前期後期講座(働く女性の家)
- 生涯学習講座
- ※講座日程はなるべく全受講されてください

(自主活動は該当しません)

- 市が開催の講演会(介護予防等)
- 介護予防教室
 - ・ひまわり教室
- 市の一斉清掃作業クリーンアップ作戦
- 敬老会・校区運動会(競技参加者)
- ※登録区団体での確認出欠簿必須(個人配布なし)
- 介護保険施設等でのボランティア活動
- ※各施設にてポイント手帳にスタンプを押印し ますので手帳を持参してください。
- 市開催ラジオ体操推進事業(登録者)
- ※月5日未満0P・5日以上1P・10日以上2P付与 (2月確認書類提示)

※健診等・介護予防教室・講演会・施設でのボランティア活動は社協でのシールの配布・スタンプ押印はありません。(引換券の場合付与あり)

ポイント対象にならない活動

- 団体登録申請していない団体での活動
- 30 分未満の活動
- 〇 **個人活動**(確認の取れない個人での活動)
- ※団体登録済の活動も代表以外の方の個人来局での 自己申告は配布されません
- ※団体登録内での個人活動も該当しません
- 個人健診(市からの通知外の人間ドック・団体検診の肺がん(結核)検診等)
- 自主活動サークル(市主催の講座以外の活動)
- 月謝等が発生している自主活動や教室
- 謝礼金が発生している活動
- 活動費や助成金が発生している活動
- ※民生委員やアドバイザー研修・講演等
- 区の総会・会合・清掃等の行事
- 不特定多数の参加で出欠等が確認できない行事
- 祭り等(みどこい祭り・産業祭など)
- 宗教に関する行事等(神社や寺の清掃等)

生涯学習講座は全講座終了後(閉講式終了後) 後日、出欠簿確認のうえポイント配布になります。

※集計の都合上シールの配付は1月末までになりますが、

集計時加算されますので<mark>各自申告</mark>して下さい。その場合シールの 配布はありません。

GG 等複数の同種団体からのポイントの付与はできません。

※各個人でのシールへの日付訂正や日付記入 第三者への譲渡等は集計時無効になります。

※健康増進活動やボランティア活動等が主な活動対象になります。 ポイント手帳の裏面もよくお読みになって活動されてください。

※変更等がありますので、確認等ありましたらお気軽にお問い合せください。